26　原子力基本法の一部改正（附則第一二条関係）

(一)　内閣に、原子力防災会議（以下26において「会議」という。）を置くこととした。（第三条の二関係）

(二)　会議は、次に掲げる事務をつかさどることとした。（第三条の四関係）

(1)　原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進その他の原子力事故が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進

(2)　原子力事故が発生した場合において多数の関係者による長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進

(三)　会議の組織

(1)　会議は、議長、副議長及び議員をもって組織することとした。（第三条の五第一項関係）

(2)　議長は、内閣総理大臣をもって充てることとした。（第三条の五第二項関係）

(3)　副議長は、内閣官房長官、環境大臣、内閣官房長官及び環境大臣以外の国務大臣のうちから内閣総理大臣が指名する者並びに原子力規制委員会委員長をもって充てることとした。（第三条の五第三項関係）

(4)　議員は、次に掲げる者をもって充てることとした。（第三条の五第四項関係）

イ　議長及び副議長以外の全ての国務大臣並びに内閣危機管理監

ロ　内閣官房副長官、環境副大臣若しくは関係府省の副大臣、環境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(四)　事務局

(1)　会議に、その事務を処理させるため、事務局を置くこととした。（第三条の六第一項関係）

(2)　事務局に、事務局長その他の職員を置くこととした。（第三条の六第二項関係）

(3)　事務局長は、環境大臣をもって充てることとした。（第三条の六第三項関係）

(4)　事務局長は、議長の命を受け、命を受けた内閣官房副長官補及び内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣の協力を得て、局務を掌理することとした。（第三条の六第四項関係）

27　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正（附則第一五条関係）

(一)　法律の目的規定から、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が計画的に行われることを確保すること」を削除し、これに伴い原子炉の設置の許可等の基準のうち原子力の利用等の計画的な遂行に関するものを削除することとした。

(二)　法律の目的規定に「大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為の発生も想定した」必要な規制を行うことを明記するとともに、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」を加えることとした。

(三)　原子力利用の安全の確保のための規制は、原子力規制委員会が行うものとすることとした。

(四)　災害が発生した原子力施設について、当該施設の状況に応じた適切な方法による管理を行い、原子力利用の安全を確保するための規制を導入することとした。

28　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正（附則第一六条関係）

国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制は、原子力規制委員会が行うものとすることとした。

29　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正（附則第一七条関係）

(一)　発電用原子炉施設の工事の計画の認可基準に発電用原子炉設置者の品質管理体制等を追加することとした。

(二)　発電用原子炉設置者が講ずる保安のために必要な措置として、重大な事故が生じた場合における措置を含むことを明確化する等、重大な事故への対策を強化することとした。

(三)　許可済みの発電用原子炉施設の位置、構造又は設備が最新の知見を踏まえた許可基準に適合していないと認めるとき等において、発電用原子炉設置者に対し、発電用原子炉施設の使用の停止、改造又は修理等を命ずることができることとした。

(四)　発電用原子炉を運転することができる期間を、最初に使用前検査に合格した日から起算して四〇年とすることとした。ただし、当該期間の満了に際し、長期間の運転に伴い生ずる原子炉等の劣化の状況を踏まえ、安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合していると認めるときに限り、二〇年を超えない期間であって政令で定める期間を限度として、一回に限り、延長の認可をすることができることとした。

(五)　発電用原子炉施設等の安全性の増進を図るため、発電用原子炉施設の設備等の変更のうち、災害の防止上支障がないことが明らかな変更についての届出制度及び設備の型式承認制度を導入することとした。

(六)　発電用原子炉施設に対する原子力安全規制体系の整理を行うこととした。

(七)　原子力事業者等が、災害の防止に関し、必要な措置を講ずる責務を有することを明確化することとした。

(八)　原子力規制委員会は、原子力施設の設備の製造を行う者等の事業所への立入検査等を必要に応じて行うことができることとした。

30　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正（附則第一八条関係）

(一)　許可済みの加工施設等の位置、構造又は設備が最新の知見を踏まえた許可基準に適合していないと認めるとき等において、加工事業者等に対し、加工施設等の使用の停止、改造又は修理等を命ずることができることとした。

(二)　加工事業者等が講ずる保安のために必要な措置として、重大な事故が生じた場合における措置を含むことを明確化する等、重大な事故への対策を強化することとした。

(三)　発電用原子炉設置者等が、発電用原子炉施設等の安全性について自ら評価し、その結果等を原子力規制委員会に届出をし、評価の内容について公表する制度を導入することとした。

31　環境基本法の一部改正（附則第五一条関係）

放射性物質による大気の汚染等の防止のための措置について、環境基本法の適用の対象とすることとした。

32　原子力災害対策特別措置法の一部改正（附則第五四条関係）

(一)　国の責務として、「大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた対応策の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有すること」を追加することとした。

(二)　原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の円滑な実施を確保するための指針（原子力災害対策指針）を定めなければならないこととした。

(三)　原子力事業者防災業務計画の協議等に係る対象都道府県知事の拡大、原子力事業者に対する防災訓練の結果報告の義務付け等により原子力災害予防対策の充実を図ることとした。

(四)　原子力災害対策副本部長に内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長を充てるとともに、副本部長及び本部員を拡充することにより原子力災害対策本部の強化を図ることとした。

(五)　原子力災害対策本部長の緊急事態応急対策の実施に係る指示の対象事項から、原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項を除くこととした。

(六)　原子力緊急事態解除宣言後においても原子力災害対策本部を存置し、市町村長が避難指示等をできることとし、原子力災害事後対策の円滑化を図ることとした。